海岸保全に関する基本的な事項及び海岸保全施設の整備に関する基本的な事項

・「海岸の保全に関する事項」は、基本計画における海岸保全の方向・施策を示していますが、「海岸保全施設の整備に関する事項」は平成13年現在における既存の計画を示しています。

・ 今後、地域の状況変化や社会的・経済的状況等の変化、および技術的な検討の動向に応じて、既存計画の見直しや新たな保全施設等を計画する場合があります。

石狩湾沿岸

石狩浜ゾーン　　（小樽市高島岬～厚田村望来浜北端）

ゾーン区分	図面番号	課題			海岸の保全に関する事項		海岸保全施設の整備に関する事項														維持又は修繕の方法
		小項目					区域							規模（現況）		規模（計画）		受益の地域及びその状況			
		大項目	番号	事項	現状の問題点・課題	海岸保全の方向・施策【該当する箇所・地域】	市町村名	地区番号	地名	計画区域	所管省庁区分	区域番号	種類	新設「◎」改良「○」現況「－」	延長等	天端高（T.P.m）	延長等	天端高（T.P.m）下段（）内は設計津波水位	地域	状況	
石狩浜ゾーン	1/3	防護	①	海岸保全施設の効果の維持	● 波浪による海岸侵食や越波などの災害に対処すべく海岸保全施設の更なる整備や改良を図る必要がある。 ●既存の海岸保全施設の老朽化等が懸念されるものに対し、安全を確保すべく適切な対策を行う必要がある。	●既存防護施設の維持・補修や天端の嵩上げ及び沖合い施設の整備検討を行う。【海岸保全区域】 老朽化による補修に併せて嵩上げ改良（越波対策）	小樽市	34	祝津2丁目	祝津2丁目	水管理・国土保全局	①－1	離岸堤	◎	－	－	350	+2.0	小樽市の一部	住宅地	・現在行っている日常巡視（月1回の通常、年1回の定期、異常時パトロール）により、適切な維持・修繕を行う。
									祝津漁港	祝津2丁目	水産庁		離岸堤	－	1基60	－	1基60	－			・現在行っている漁港施設等のパトロール体制により適切な維持・修繕を行う。
								40	船浜	船浜町	水管理・国土保全局		護岸	－	60	+4.3～+4.6	60	+4.3～+4.6（+1.7）		・現在行っている日常巡視に加え、今後策定する長寿命化計画に従い点検を実施し、適切な維持・修繕を行う。
													離岸堤	－	1基100	+2.0	1基100	+2.0		・現在行っている日常巡視（月1回の通常、年1回の定期、異常時パトロール）により、適切な維持・修繕を行う。
												①－6	消波堤	◎	－	－	310	+3.1		・現在行っている日常巡視（月1回の通常、年1回の定期、異常時パトロール）により、適切な維持・修繕を行う。
													突堤	－	5基210	+0.6～+1.7	5基210	+0.6～+1.7		・現在行っている日常巡視（月1回の通常、年1回の定期、異常時パトロール）により、適切な維持・修繕を行う。
								41	朝里1丁目	朝里1丁目	水管理・国土保全局		護岸	－	210	+4.6	210	+4.6（+1.7）		・現在行っている日常巡視に加え、今後策定する長寿命化計画に従い点検を実施し、適切な維持・修繕を行う。
												①－7	突堤	◎	1基8	+1.4	1基18	+1.4		・現在行っている日常巡視（月1回の通常、年1回の定期、異常時パトロール）により、適切な維持・修繕を行う。
													消波堤	－	190	+2.9～+3.0	190	+2.9～+3.0		・現在行っている日常巡視（月1回の通常、年1回の定期、異常時パトロール）により、適切な維持・修繕を行う。
								42	朝里4丁目	朝里4丁目	水管理・国土保全局		護岸	－	290	+3.5～+4.7	290	+3.5～+4.7（+1.7）		・現在行っている日常巡視に加え、今後策定する長寿命化計画に従い点検を実施し、適切な維持・修繕を行う。
													突堤	－	1基70	+0.5～+1.7	1基70	+0.5～+1.7		・現在行っている日常巡視（月1回の通常、年1回の定期、異常時パトロール）により、適切な維持・修繕を行う。
								44	銭函1丁目	銭函1丁目	水管理・国土保全局									・現在行っている日常巡視（月1回の通常、年1回の定期、異常時パトロール）により、適切な維持・修繕を行う。
								45	銭函2丁目	銭函1～2丁目	水管理・国土保全局	①－2	護岸	○	495	+3.6～+4.7	495	+4.6～+5.8（+1.7）		・現在行っている日常巡視に加え、今後策定する長寿命化計画に従い点検を実施し、適切な維持・修繕を行う。
													離岸堤	◎	－	－	1基50	+2.0		・現在行っている日常巡視（月1回の通常、年1回の定期、異常時パトロール）により、適切な維持・修繕を行う。
													突堤	－	1基70	+1.0～+1.4	1基70	+1.0～+1.4		・現在行っている日常巡視（月1回の通常、年1回の定期、異常時パトロール）により、適切な維持・修繕を行う。
	1/3～2/3												離岸堤	－	3基360	+2.0	3基360	+2.0		・現在行っている日常巡視（月1回の通常、年1回の定期、異常時パトロール）により、適切な維持・修繕を行う。
													離岸堤	○	1基150	+2.6	1基150	+3.6		・現在行っている日常巡視（月1回の通常、年1回の定期、異常時パトロール）により、適切な維持・修繕を行う。
													護岸	－	920	+3.5～+4.7	920	+3.5～+4.7（+1.7）		・現在行っている日常巡視に加え、今後策定する長寿命化計画に従い点検を実施し、適切な維持・修繕を行う。
													突堤	－	1基50	+2.3	1基50	+2.3		・現在行っている日常巡視（月1回の通常、年1回の定期、異常時パトロール）により、適切な維持・修繕を行う。
								46	銭函3丁目	銭函2～3丁目	水管理・国土保全局	①－3	離岸堤	○	4基640	+2.6	4基640	+3.6		住宅地	・現在行っている日常巡視（月1回の通常、年1回の定期、異常時パトロール）により、適切な維持・修繕を行う。
													緩傾斜護岸	◎	－	－	640	+4.6（+1.7）		・現在行っている日常巡視に加え、今後策定する長寿命化計画に従い点検を実施し、適切な維持・修繕を行う。
													突堤	－	3基80	+1.1～+2.4	3基80	+1.1～+2.4		・現在行っている日常巡視（月1回の通常、年1回の定期、異常時パトロール）により、適切な維持・修繕を行う。
	2/3							46	銭函3丁目	銭函3丁目	水管理・国土保全局	①－4	養浜	◎	－	－	1,100	+1.0		海水浴場	・現在行っている日常巡視（月1回の通常、年1回の定期、異常時パトロール）により、適切な維持・修繕を行う。
								48	銭函5丁目	銭函5丁目	港湾局	①－5	養浜	◎	－	－	700	+1.0		海岸防風保安林	
	3/3						石狩市	55	望来	厚田区望来	水管理・国土保全局		消波堤	－	200	+3.3～+3.4	200	+3.3～+3.4	石狩市の一部		・現在行っている日常巡視（月1回の通常、年1回の定期、異常時パトロール）により、適切な維持・修繕を行う。
													離岸堤	－	7基420	+2.3	7基420	+2.3			・現在行っている日常巡視（月1回の通常、年1回の定期、異常時パトロール）により、適切な維持・修繕を行う。
			②	防護施設整備における環境、利用への配慮	●自然環境、漁業利用、観光利用に配慮した施設整備を行う必要がある。	●自然環境、漁業利用、観光利用に配慮した構造、材質、デザインの施設整備を行う。【海岸保全施設】															
			③	防災ソフト対策の充実	●災害時等におけるソフト対策の環境整備が必要である。	●想定される津波に対して、ソフト対策の充実を検討する。【津波被害が想定される地域】															
			④	砂浜の保全	●砂浜が侵食傾向にある海岸については、土砂収支と漂砂機構を把握し、適正な対策による汀線の保全、回復を図る必要がある。 ●総合的な土砂収支の把握や評価に取り組むための体制づくりが必要である。	●広域的に生じている海岸侵食に対して、漂砂の特性や土砂収支、侵食の要因を把握するなどして、適切な対策を図る。【砂浜海 ●総合的な土砂収支の把握等に取り組むために検討機関の設置を検討する。【土砂収支に関わる関係機関、学識経験者等】															
	2/3～3/3	環境	⑤	沿岸域における動植物の生息・生育環境の保全	●貴重な海浜植物をはじめとする動植物に対し、石狩浜海浜植物保護センターや地域の保護団体などとの協力・連携を図り、自然環境の保全・再生を図る必要がある。	●保護センターや地域の団体などと協力・連携を図り、すぐれた海浜植生の保全、再生に努める。【石狩海岸】 ●水生生物の生態系に配慮した施設整備を行う。【全域】 ●保護すべき区域とレクリエーション活動区域を明確にする。（利用規制）【石狩海岸】	石狩市	51	親船	親船町	水管理・国土保全局	⑤－1	＜植生の保護・復元のための利用規制区域等の設定＞				2,799	－		砂浜及び海浜植生地	
		利用	⑥	海岸愛護の啓発・活動の支援	● 住民参加・協力による海岸環境の保全、保護活動を積極的に支援していくことが必要である。	●海岸利用マナーの啓蒙活動を行う。【海水浴場等】 ●海浜清掃等の海岸保全活動の支援を行う。【海水浴場等】															
			⑦	歴史・文化の保存継承		●ニシン漁やサケ漁にまつわる歴史・文化の保存継承に対し支援を行う。【歴史・文化施設】															・現在行っている日常巡視（月1回の通常、年1回の定期、異常時パトロール）により、適切な維持・修繕を行う。
			⑧	多様化する利用形態の調整	●プレジャーボートや水上バイクなどの利用者が増加していく中で、海水浴利用者との事故防止や地元漁業者との施設利用の調整を図っていく必要がある。	●漁業活動と各種海洋性レクリエーションに対して利用区域等のすみわけを検討する。【海水浴場、港湾・漁港等の海岸】															
			⑨	利便施設の充実	●高齢者や障害者に配慮した施設整備を図っていくことが必要である。	●それぞれの利用形態に応じた利便性、快適性の向上を図るための整備を促進する。【海水浴場等】															

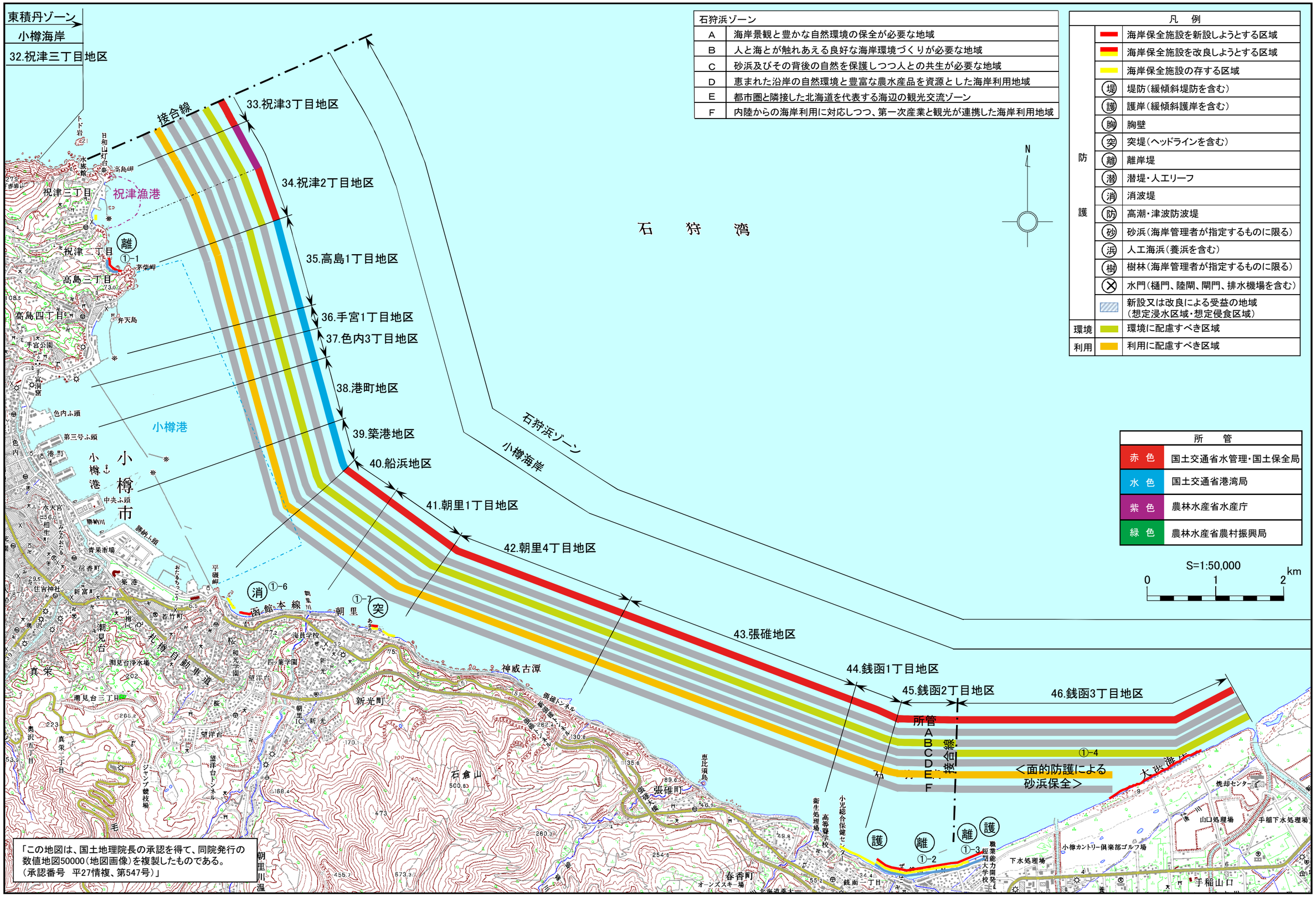

石狩浜ゾーン	
A	海岸景観と豊かな自然環境の保全が必要な地域
B	人と海とが触れあえる良好な海岸環境づくりが必要な地域
C	砂浜及びその背後の自然を保護しつつ人との共生が必要な地域
D	恵まれた沿岸の自然環境と豊富な農水産品を資源とした海岸利用地域
E	都市圏と隣接した北海道を代表する海辺の観光交流ゾーン
F	内陸からの海岸利用に対応しつつ、第一次産業と観光が連携した海岸利用地域

凡　例		
防護		海岸保全施設を新設しようとする区域
		海岸保全施設を改良しようとする区域
		海岸保全施設の存する区域
	堤	堤防(緩傾斜堤防を含む)
	護	護岸(緩傾斜護岸を含む)
	胸	胸壁
	突	突堤(ヘッドラインを含む)
	離	離岸堤
	潜	潜堤・人工リーフ
	消	消波堤
	防	高潮・津波防波堤
	砂	砂浜(海岸管理者が指定するものに限る)
	浜	人工海浜(養浜を含む)
	樹	樹林(海岸管理者が指定するものに限る)
	⊗	水門(樋門、陸閘、閘門、排水機場を含む)
		新設又は改良による受益の地域(想定浸水区域・想定侵食区域)
環境		環境に配慮すべき区域
利用		利用に配慮すべき区域

所　管	
赤　色	国土交通省水管理・国土保全局
水　色	国土交通省港湾局
紫　色	農林水産省水産庁
緑　色	農林水産省農村振興局

石狩浜ゾーン　図面番号 1/3

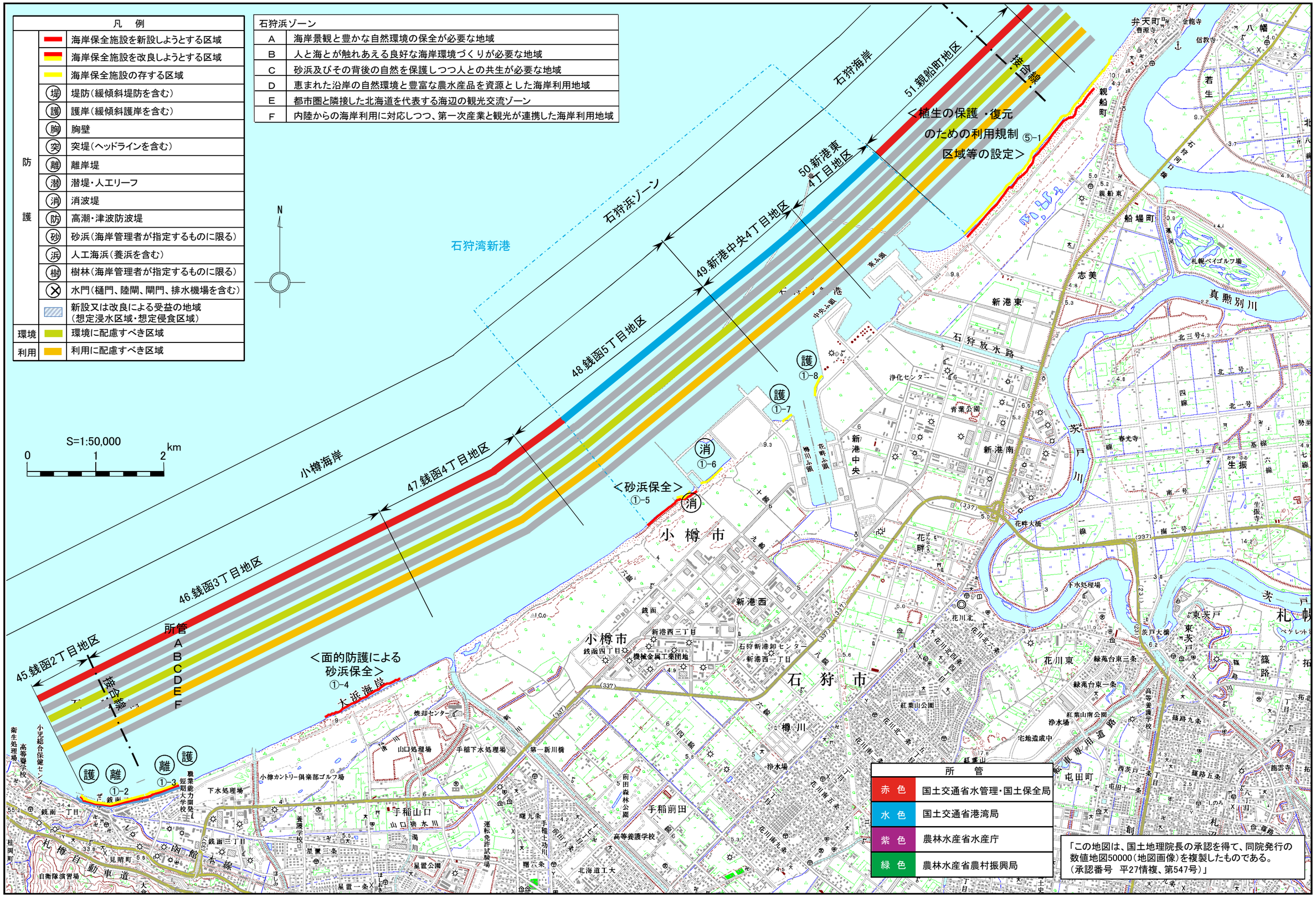

石狩浜ゾーン　図面番号 2/3

凡　例		
防護		海岸保全施設を新設しようとする区域
		海岸保全施設を改良しようとする区域
		海岸保全施設の存する区域
	堤	堤防（緩傾斜堤防を含む）
	護	護岸（緩傾斜護岸を含む）
	胸	胸壁
	突	突堤（ヘッドラインを含む）
	離	離岸堤
	潜	潜堤・人工リーフ
	消	消波堤
	防	高潮・津波防波堤
	砂	砂浜（海岸管理者が指定するものに限る）
	浜	人工海浜（養浜を含む）
	樹	樹林（海岸管理者が指定するものに限る）
	⊗	水門（樋門、陸閘、閘門、排水機場を含む）
		新設又は改良による受益の地域（想定浸水区域・想定侵食区域）
環境		環境に配慮すべき区域
利用		利用に配慮すべき区域

石狩浜ゾーン	
A	海岸景観と豊かな自然環境の保全が必要な地域
B	人と海とが触れあえる良好な海岸環境づくりが必要な地域
C	砂浜及びその背後の自然を保護しつつ人との共生が必要な地域
D	恵まれた沿岸の自然環境と豊富な農水産品を資源とした海岸利用地域
E	都市圏と隣接した北海道を代表する海辺の観光交流ゾーン
F	内陸からの海岸利用に対応しつつ、第一次産業と観光が連携した海岸利用地域

所　管	
赤　色	国土交通省水管理・国土保全局
水　色	国土交通省港湾局
紫　色	農林水産省水産庁
緑　色	農林水産省農村振興局

S=1:50,000

0　1　2 km

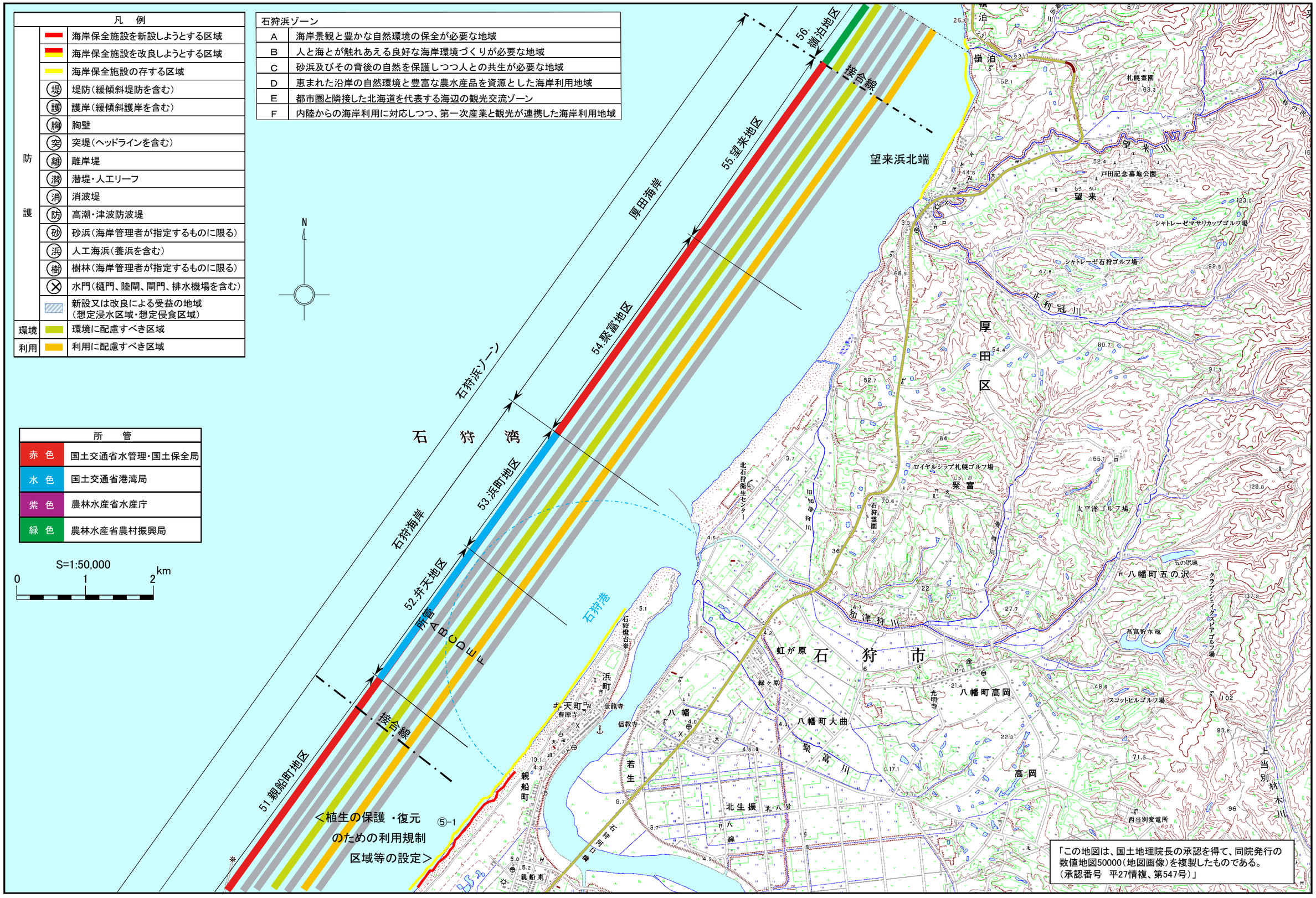

石狩浜ゾーン　図面番号 3/3